宗 常 海区計 り () 令和 2 年11月末以 前に交付した許可証に記載されている漁業種類	知事許可漁業の種類		操業区域		推進機関の馬力	船舶の総トン数	漁業を営む者の資格	第14条第1項第1 号に規定する知事が別 に定める継続の許可 対象の有無	別に定める承継の許 可対象の有無
手繰第2種自家用 餌料びき網漁業		手繰第2種自家用餌料 びき網漁業(外海地 区)	共同漁業権南共同第48号の区域	1月1日から12月 31日まで	定めなし	15トン未満	長崎県長崎市に住 所を有する者	対象とする	対象とする
		手繰第2種自家用餌料 びき網漁業(崎戸地 区)	共同漁業権南共同第56号の区域	1月1日から12月 31日まで	定めなし	15トン未満	長崎県西海市に住所を有する者	対象とする	対象とする
1そうびきいか船びき網漁業	機船船びき網漁業	1そうびきいか船びき 網漁業(面高地区)	共同漁業権南共第5 4 号内の (1) 天久保松山崎地先NO.1、(2) 天久保松山崎地先NO.2、(3) 天久保馬込地先、(4) 黒口塩谷地先、(5) 黒口葉迫地先 (1) 天久保松山崎地先NO.1 基点1 長崎県西海市西海町天久保郷松山崎2512番地東端 基点2 基点1から西方海岸沿いに60mのところ 基点3 基点2から180度60mのところ 以上の基点2、3、4、1を順に結んだところ (2) 天久保松山崎地先NO.2 基点1 長崎県西海市西海町天久保郷松山崎2490番地西端より北西に30mのところ 基点2 基点1から南東方向海岸沿いに30mのところ 基点2 基点1から南東方向海岸沿いに30mのところ 基点3 基点2から180度60mのところ 以上の基点2、3、4、1を順に結んだところ (3) 天久保馬込地先 基点1 長崎県西海市西海町天久保郷馬込2319番地東端より東方に30mのところ 基点2 基点1から西方海岸沿いに30mのところ 基点3 基点2から180度60mのところ 基点3 基点2から180度60mのところ 以上の基点2、3、4、1を順に結んだところ (4) 黒口塩谷地先 基点1 長崎県西海市西海町黒口郷塩谷2081・1番地西端 基点2 基点1から西方海岸沿いに60mのところ 基点3 基点2から西方海岸沿いに60mのところ 基点4 基点1から西方海岸沿いに50mのところ 基点4 基点1から西方海岸沿いに50mのところ 基点5 基点2から西方海岸沿いに50mのところ 基点4 基点1から西方海岸沿いに50mのところ 基点4 基点1から西方海岸沿いに20mのところ 基点3 基点2から0度60mのところ 基点3 基点2から0度60mのところ 基点3 基点2から0度60mのところ 基点3 基点2から0度60mのところ 基点3 基点1から0度60mのところ 基点3 基点2から0度60mのところ 基点3 基点2から0度60mのところ 以上の基点2、3、4、1を順に結んだところ	4月1日から10月 31日まで	定めなし	定めなし	長崎県西海市に住所を有する者	対象とする	対象とする

令和2年11月末以前に交付した許可証に記載されている漁業種類	知事許可漁業の種類	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力	船舶の総トン数	漁業を営む者の資格	長崎県漁業調整規則 第14条第1項第1 号に規定する知事が別 に定める継続の許可 対象の有無	
あわび、さざえ、なまこ潜水器漁業	潜水器漁業	こ潜水器漁業 (大瀬戸 地区)	基点 5 同市同町松島外郷ロワタシの鼻東端 基点 6 同市同町瀬戸福島郷立瀬頂上 基点 7 同市同町松島外郷五ヶ島北東端	あわび 12月21日から 10月31日まで さざえ 1月1日から12月 31日まで なまこ 11月1日から3月 31日まで	定めなし	定めなし	長崎県西海市に住所を有する者	対象としない	対象とする
がんがぜ潜水器漁業		(平島地区)	共同漁業権南共第61号の区域のうち、次の点6、ホ、へ、5、チの各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域。  基点 1 西海市崎戸町平島竜崎北端 2 同市同町平島黒崎北端 3 同市同町平島和崎の鼻西端 4 同市同町平島元ノ瀬頂上 5 同市同町孤崎鼻南端 点 イ 1から0度 1,000メートル ロ 2から0度 1,000メートル ハ 3から285度 1,100メートル ニ 4から270度 2,500メートル ニ 4から180度 3,000メートル ホ 4から180度 1,000メートル ト 1から90度 5から270度 最高高潮時海岸線のところ	6月25日から1月 31日まで	定めなし	定めなし	長崎県西海市に住所を有する者	対象としない	対象とする
はえなわ式ぬたうなぎかご漁業	かご漁業	はえなわ式ぬたうなぎ かご漁業 (野母崎三和 地区)	共同漁業権南共第34号の区域	11月1日から3 月31日まで	定めなし	定めなし	長崎県長崎市に住所を有する者	対象とする	対象とする
雑魚地びき網漁業	地びき網漁業		共同漁業権南共第35号の区域	1月1日から12月 31日まで	定めなし	定めなし	長崎県長崎市に住 所を有する者	対象としない	対象としない

令和2年11月末以 前に交付した許可 証に記載されてい る漁業種類			操業区域		推進機関の馬力	船舶の総トン数	漁業を営む者の資 格	第14条第1項第1 号に規定する知事が別 に定める継続の許可 対象の有無	別に定める承継の許 可対象の有無
はえなわ式雑魚かご漁業	かご漁業	はえなわ式雑魚かご漁 業 (伊王島地区)	共同漁業権南共第42号の区域	1月1日から12月 31日まで	定めなし	定めなし	長崎県長崎市、西海市に住所を有する者	対象とする	対象とする
はえなわ式ばいかご漁業		はえなわ式ばいかご漁業(茂木地区)	共同漁業権南共第33号の区域	4月1日から6 月30日まで及 び12月1日か ら1月31日ま で	定めなし	定めなし	長崎県長崎市、西海市に住所を有する者	対象とする	対象とする
きびなさし網漁業	さし網漁業	崎市みなと地区)	長崎市神楽島南西端から正西の線以北及び佐世保市高後崎から正西の線以南の長崎県南部海区。ただし、大村湾及び共同漁業権南共第48号以外の共同漁業権の区域を除く。		定めなし	定めなし	長崎県長崎市に住 所を有する者	対象とする	対象とする
はえなわ式ぬたうなぎかご漁業	かご漁業	はえなわ式ぬたうなぎかご漁業(新三重地区)	A:共同漁業権南共第46号の区域 C:長崎市神楽島南西端を通過する東西(緯度)の線以北及び佐世保市高後崎を通過する東西の線以南のうち、「北緯32度58分12秒(日本測地系:32度58分)の緯度線以南の次の点へ、口、ハ、二を順次結んだ線より以西の区域」を除いた長崎県南部海区。ただし、共同漁業権漁場及び大村海(長崎県漁業調整規則第39条に定める区域)を除く。点イ 北緯32度58分12秒(日本測地系:32度58分)、東経129度28分52秒(日本測地系:129度29分)の点 ロ 北緯32度52分12秒(日本測地系:32度52分)、東経129度28分52秒(日本測地系:129度29分)の点 ハ 北緯32度52分12秒(日本測地系:32度52分)、東経129度31分52秒(日本測地系:129度32分)の点 ニ 長崎市神楽島南西端を通過する東西線度)の線以北及び佐世保市高後崎を通過する東西線以南のうち、「北緯32度58分12秒の額度線以南の、次の点ホ、へを結ぶ直線と共同漁業権南共第51号の外郭線及び点ト、チを結ぶ直線と共同漁業権南共第48号の外郭線及び点り、ヌ、ルを順次結んだ直線により結ばれた線より以西の区域」を除いた長崎県南部海区、ただし、共同漁業権衛規及び大村湾を除く。点ホ 西海市崎戸町芋島南端及び西海市大瀬戸町松島製島西端とを結ぶ直線と共同漁業権南共第51号の外郭線との交点 ト西海市赤瀬戸町松島広瀬鼻南端及び長崎市外海町大麓島大瀬灯台とを結ぶ直線と共同漁業権南共第51号の外郭線との交点 チ 西海市大瀬戸町松島広瀬鼻南端及び長崎市外海町大麓島大瀬灯台とを結ぶ直線と共同漁業権南共第51号の外郭線との交点 チ 西海市大瀬戸町松島広瀬鼻南端及び長崎市外海町大麓島大瀬灯台とを結ぶ直線と共同漁業権南共第48号の外郭線との交点 メ北緯32度52分、東経129度37分6秒の点 ル 長崎市神楽島南西端を通過する東西(緯度)の線と東経129度37分6秒の緯度線との交点	10月1日から7月 31日まで C区域 10月1日から3月 31日まで C'区域 4月1日から7月	定めなし	定めなし	長崎県長崎市、西海市、西彼杵郡に住所を有する者	対象とする	対象とする

令和2年11月末以前に交付した許可証に記載されている漁業種類	知事許可漁業の種類	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力	船舶の総トン数		第14条第1項第1 号に規定する知事が別 に定める継続の許可	長崎県漁業調整規則 第14条第1項第4 号に規定する知事が 別に定める承継の許 可対象の有無
はえなわ式ぬたうなぎかご漁業		はんなり込ぬたりなる	A:共同漁業権南共第56号の区域 C:長崎市神楽島南西端を通過する東西(精度)の線以北及び佐世保市高後崎を通過する東西の線以南のうち、「北緯32度58分12秒(日本測地系:32度58分)の緯度線以南の次の点イ、ロ、ハ、ニを順次結んだ線より以西の区域」を除いた長崎県南部海区。ただし、共同漁業権漁場及び大村湾(長崎県漁業調整規則第39条に定める区域)を除く。点イ 北緯32度58分12秒(日本測地系:32度58分)、東経129度28分52秒(日本測地系:129度29分)の点ロ、北緯32度52分12秒(日本測地系:32度52分)、東経129度28分52秒(日本測地系:129度29分)の点が、北緯32度52分12秒(日本測地系:32度52分)、東経129度31分52秒(日本測地系:129度32分)の点に長崎市神楽島南西端を通過する韓度線と東経129度31分52秒(日本測地系:129度32分)約度線との交点に長崎市神楽島南西端を通過する東西(緯度)の線以北及び佐世保市高後崎を通過する東西の線以南のうち、「北緯32度58分12秒の緯度線以南の、次の点ホ、へを結ぶ直線と共同漁業権南共第51号の外郭線及び点上、チを結ぶ直線と共同漁業権南共第48号の外郭線及び点り、ヌ、ルを順次結んだ直線により結ばれた線より以西の区域」を除いた長崎県南部海区。ただし、共同漁業権漁場及び大村湾を除く。点ボ西海市崎戸町芋島南端及び西海市大瀬戸町松島餐島西端とを結ぶ直線と北緯32度58分12秒の緯度線との交点へ西海市崎戸町芋島南端及び西海市大瀬戸町松島餐島西端とを結ぶ直線と北緯32度58分12秒の緯度線との交点を高・西海市大瀬戸町松島広瀬鼻南端及び長崎市外海町大蟇島大瀬打台とを結ぶ直線と共同漁業権南共第51号の外郭線との交点が、長崎市外海町大蟇島大瀬打台及び点ヌとを結ぶ直線と共同漁業権南共第48号の外郭線との交点が、最小市外海町大蟇島大瀬打台及び点ヌとを結ぶ直線と共同漁業権南共第48号の外郭線との交点を結ぶ2度を129度37分6秒の緯度線との交点を14億円本第48号の外郭線との交点を14億円本第48号の外郭線との交点を14億円本第48号の外郭線との交点を14億円本第48号の外郭線との交点を14億円本第48号の外郭線との交点を14億円本第48号の外郭線との交点を14億円本第48号の外郭線との交点を14億円本第48号の外郭線との交点を14億円本第48号の外郭線との交点を14億円本第48号の外郭線との交点を14億円本第48号の外郭線との交点を14億円本第48号の外郭線との交点を146円本第48号の外郭線との交点を146円本第48号の外郭線との交点を146円本第48号の外郭線との交点を14月間本が1	10月1日から7月 31日まで C区域 10月1日から3月 31日まで C'区域 4月1日から7月	定めなし		長崎県西海市に住所を有する者	対象とする	対象とする
		区②)	A:共同漁業権商共第53号の区域 C:長崎市神楽島南西端を通過する東西(緯度)の線以北及び佐世保市高後崎を通過する東西の線以南のうち、「北緯32度58分12秒 (日本測地系:32度58分)の緯度線以南の次の点イ、ロ、ハ、二を順次結んだ線より以西の区域」を除いた長崎県南部海区。ただし、共同漁業権漁場及び大村湾(長崎県漁業調整規則第39条に定める区域)を除く。点イ 北緯32度58分12秒 (日本測地系:32度58分)、東経129度28分52秒 (日本測地系:129度29分)の点 ロ 北緯32度52分12秒 (日本測地系:32度52分)、東経129度28分52秒 (日本測地系:129度29分)の点 ロ 北緯32度52分12秒 (日本測地系:32度52分)、東経129度31分52秒 (日本測地系:129度32分)の点 エ 長崎市神楽島南西端を通過する緯度線と東経129度31分52秒 (日本測地系:129度32分) 総度線との交点 C:長崎市神楽島南西端を通過する韓度線以市の34次の42度を129度31分52秒 (日本測地系:129度32分) 総度線との交点 C:長崎市神楽島南西端を通過する東西(緯度)の線以北及び佐世保市高後崎を通過する東西の線以南のうち、「北緯32度58分12秒の緯度線以南の、次の点ホ、へを結ぶ直線と共同漁業権南共第51号の外郭線及び点ト、チを結ぶ直線と共同漁業権南共第48分外郭線及び点り、スルを順次結んだ直線により結ばれた線より以西の区域」を除いた長崎県南部海区。ただし、共同漁業権漁場及び大村湾を除く。点ホ 西海市崎戸町芋島南端及び西海市大瀬戸町松島鬢島西端とを結ぶ直線と共同漁業権南共第51号の外郭線との交点 西海市市大瀬戸町松島広瀬島南端及び長崎市外海町大蟇島大瀬灯台とを結ぶ直線と共同漁業権南共第51号の外郭線との交点 チ 西海市大瀬戸町松島広瀬島南端及び長崎市外海町大蟇島大瀬灯台とを結ぶ直線と共同漁業権南共第48号の外郭線との交点 メ北緯32度52分、東経129度37分6秒の点	31日まで C区域 10月1日から3月 31日まで C'区域 4月1日から7月			長崎県西海市に住所を有する者	対象とする	対象とする

令和2年11月末以 前に交付した許可 証に記載されてい る漁業種類	知事許可漁業の種類	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力	船舶の総トン数	漁業を営む者の資 格	長崎県漁業調整規則 第14条第1項第1 号に規定する知事が別 に定める継続の許可 対象の有無	
一重さし・三重さ し網漁業	固定式さし網漁業		長崎市神楽島南西端から正西の線以北及び佐世保市高後崎から正西の線以南の長崎県南部海区。ただし、大村湾及び共同漁業権漁場を除く。	1月1日から12月 31日まで	定めなし	定めなし	長崎県長崎市、西 海市に住所を有す る者	対象とする	対象とする
		漁業(新三重地区)	A: 長崎市神楽島南西端から正西の線以北及び佐世保市高後崎から正西の線以南の長崎県南部海区。ただし、大村湾及び共同漁業権漁場を除く。B:次の点イ、ロ、ハ、ニ、ホの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域。 基点1 長崎市神楽島南西端	1月1日から12月		定めなし	長崎県長崎市、西海市、西彼杵郡に住所を有する者	対象とする	対象とする
一重さし網漁業		南部海域①)	次の点1、ア、イ、ウ、エ、オ、2を順次結んだ直線及び共同漁業権の外郭線によって囲まれた区域。 基点1 長崎市伊王島町真鼻北端 2 長崎市木場崎突端 点ア 1から正西に引いた線と、東経129度33.6分の線との交点。 点イ アから真方位185.5度の線と、熊本県天草郡苓北町都呂々と天草市下田との境界点から真方位312度1,800メートルの点から正西に引いた線との交点。 点ウ 長崎市樺島灯台から磁針方位180度の線と熊本県天草郡苓北町都呂々と天草市下田との境界点から真方位312度1,800メートルの点から正西に引いた線との交点。 点エ 長崎市樺島灯台から磁針方位180度の直線上、同灯台から10,000メートルの点。 点オ 長崎市木場崎突端と熊本県天草市魚貫崎突端とを結んだ線と、長崎市樺島南端と熊本県天草郡苓北町四季咲岬(牡蛎瀬崎)灯台とを結んだ線との交点。	31日まで	定めなし	定めなし	長崎県長崎市、西海市に住所を有する者	対象とする	対象とする
三重さし網漁業		三重さし網漁業(伊王 島西部海域)	次のイ、ロ、ハ、二の各点を順次結んだ直線で囲まれた区域。 イ 長崎市伊王島町真鼻北端から真方位270度2,500メートルの地点 ロ 同市同町真鼻北端から真方位270度5,500メートルの地点 ハ 同市高島町双子南端から真方位270度6,800メートルの地点 ニ 同市高島町双子南端から真方位270度3,800メートルの地点	1月1日から3月 31日まで	定めなし	定めなし	長崎県長崎市、西 海市に住所を有す る者	対象とする	対象とする

令和2年11月末以前に交付した許可証に記載されている漁業種類	知事許可漁業の種類		操業区域		推進機関の馬力	船舶の総トン数	漁業を営む者の資 格	第14条第1項第1 号に規定する知事が別 に定める継続の許可 対象の有無	別に定める承継の許 可対象の有無
三重さし網漁業	固定式さし網漁業	崎三和地区)	次のイ、ロ、ハ、二の各点を順次結んだ直線で囲まれた区域。 イ 北緯32度33.558分、東経129度43.835分(日本測地 系:32度33.356分、129度43.970分)の地点 ロ 北緯32度33.724分、東経129度44.626分(日本測地 系:32度33.522分、129度44.761分)の地点 ハ 北緯32度31.870分、東経129度44.508分(日本測地 系:32度31.668分、129度44.643分)の地点 ニ 北緯32度30.442分、東経129度41.812分(日本測地 系:32度30.240分、129度41.947分)の地点	1月1日から3月 10日まで	定めなし	定めなし	長崎県長崎市、西海市に住所を有する者	対象とする	対象とする
			長崎市神楽島南西端から正西の線以北及び佐世保市高後崎から正西の線以南の長崎県南部海区。ただし、大村湾及び共同漁業権漁場を除く。	1月1日から12月 31日まで	定めなし	定めなし	長崎県長崎市、西 海市に住所を有す る者	対象とする	対象とする
はえなわ式ふぐか ご漁業	かご漁業		長崎市神楽島南西端から正西の線以北及び佐世保市高後崎から正西の線以南 の長崎県南部海区。ただし、大村湾及び共同漁業権漁場を除く。	6月1日から12月 31日まで	定めなし	定めなし		対象とする	対象とする
		業(西彼南部海域②)	長崎県南部海区のうち、長崎市神楽島南西端から正西の線以南で、次のア、イ、ウ、エの各点を結んだ直線並びにウ点とエ点を結んだ直線の延長線以西の区域。 ただし、共同漁業権漁場を除く。 ア 長崎県長崎市野母崎樺島町樺島南端。 イ 長崎県長崎市二ノ岳頂上と熊本県天草郡苓北町四季咲岬(牡蛎瀬崎) 灯台とを結んだ直線と長崎県長崎市野母崎樺島町樺島南端と長崎県南島原市 口之津町瀬詰崎(早崎鼻)とを結んだ直線との交点。 ウ 長崎県長崎市野母崎樺島町樺島灯台と熊本県天草市肥後下田防波堤 (下津深江) 灯台とを結んだ直線において、長崎、熊本両県の陸岸からの中間点。 エ 長崎県長崎市野母崎樺島町樺島灯台から真方位174度(磁針方位で概ね180度)の直線上において、同灯台から10海里の点。		定めなし	定めなし		対象とする	対象とする

令和2年11月末以前に交付した許可証に記載されている漁業種類	知事許可漁業の種類	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力	船舶の総トン数	漁業を営む者の資 格	長崎県漁業調整規則 第14条第1項第1 号に規定する知事が別 に定める継続の許可 対象の有無	号に規定する知事が
はえなわ式つぼ漁業	たこつぼ漁業	はえなわ式つぼ漁業 (西彼外海海区)	長崎市神楽島南西端から正西の線以北及び佐世保市高後崎から正西の線以南の長崎県南部海区。ただし、大村湾及び共同漁業権漁場を除く。	4月1日から9月 30日まで	定めなし	定めなし	長崎県長崎市、西 海市に住所を有す る者	対象とする	対象とする
		はえなわ式つぼ漁業(西彼南部海域③)	長崎県南部海区のうち、長崎市伊王島町伊王島灯台から正西の線以南で、西海市崎戸町大立島から正南の線と、次のア、イ、ウ、エの各点を結んだ直線並びにウ点とエ点を結んだ直線の延長線で囲まれた区域。ただし、共同漁業権漁場を除く。  ア. 長崎県長崎市野母崎樺島町樺島南端。  イ. 長崎県長崎市二ノ岳頂上と熊本県天草郡苓北町四季咲岬(牡蛎瀬崎)灯台とを結んだ直線と長崎県長崎市野母崎樺島町樺島南端と長崎県南島原市口之津町瀬詰崎(早崎鼻)とを結んだ直線との交点。  ウ. 長崎県長崎市野母崎樺島町樺島灯台と熊本県天草市肥後下田防波堤(下津深江)灯台とを結んだ直線において、長崎、熊本両県の陸岸からの中間点。  エ. 長崎県長崎市野母崎樺島町樺島灯台から真方位174度(磁針方位で概ね180度)の直線上において、同灯台から10海里の点。		定めなし	定めなし	長崎県長崎市、西海市に住所を有する者	対象とする	対象とする
_	あわび漁業	あわび海挙(喜島地	次の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた高島港内	12日21日から	定めた1	定めなし	長崎県長崎市に住	対象としない	対象としない
	<b>めわい点未</b>	わび漁業 あわび漁業(高島地区)	1 長崎市高島町高島港標識 A 号 2 1から120度450メートルのところ 3 4から40度100メートルのところ 4 同市同町高島港標識 B 号	10月31日		EW4 U	所を有する者	NINC U.	NINC D'AV
		あわび漁業 (神ノ島東 地区)	長崎市高鉾島周辺50mの区域。ただし共同漁業権南共第43号の区域は除く	12月21日から 10月31日	定めなし	定めなし	長崎県長崎市に住 所を有する者	対象としない	対象としない
		あわび漁業(神ノ島西地区)		12月21日から 10月31日	定めなし	定めなし	長崎県長崎市に住所を有する者	対象としない	対象としない

令和2年11月末以 前に交付した許可 証に記載されてい る漁業種類	知事許可漁業の種類	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力	船舶の総トン数	漁業を営む者の資 格	号に規定する知事が別	長崎県漁業調整規則 第14条第1項第4 号に規定する知事が 別に定める承継の許 可対象の有無
	あわび漁業		1から9の点を結ぶ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれたサンセットマリーナ周辺の海面 1 長崎市福田本町標識 A 2 1から200度30分162メートルのところ 3 1から172度451メートルのところ 4 1から155度542メートルのところ 5 1から145度536メートルのところ 6 1から134度460メートルのところ 7 1から129度478メートルのところ 8 1から104度30分267メートルのところ 9 同市同町標識B(1から103度30分218メートルのところ)	12月21日から 10月31日	定めなし	定めなし	長崎県長崎市に住所を有する者	対象としない	対象としない
			1、2、3、4、5、6、7、8の各点を順次結んだ各直線、9と10の点を結んだ直線、11と12の点を結んだ直線及び各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 西海市大島町黒瀬下り松鼻東南標識 2 1から190度30分342メートルのところ 3 1から146度30分800メートルのところ 4 同市同町ハチフリ南端標識から93度30分250メートルのところ 5 同市同町ハチフリ南端標識から92度77メートルのところ 6 同市同町ハチフリ南端標識から123度6メートルのところ 7 同市同町馬込標識A号 8 同市同町馬込標識B号 9 同市同町馬込標識D号 11 同市同町馬込標識D号 11 同市同町間瀬標識A号		定めなし	定めなし	長崎県西海市に住所を有する者	対象としない	対象としない
			共同漁業権南共第56号の区域	6月20日から8月 31日及び12月 21日から2月28 日まで		定めなし	長崎県西海市に住所を有する者	対象としない	対象としない
	なまこ漁業	区)	次の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた高島港内 1 長崎市高島町高島港標識 A 号 2 1から120度450メートルのところ 3 4から40度100メートルのところ 4 同市同町高島港標識 B 号	11月1日から 3月31日	定めなし	定めなし	長崎県長崎市に住 所を有する者	対象としない	対象としない
		区)	共同漁業権南共第40号の区域 長崎市高鉾島周辺50mの区域。ただし共同漁業権南共第43号の区域は除	11月1日から 3月31日 11月1日から	定めなし 定めなし	定めなし 定めなし	長崎県長崎市に住 所を有する者 長崎県長崎市に住		対象としない
		なまこ漁業 (神ノ島東 地区)	長崎市高鉾島周辺50mの区域。ただし共同漁業権南共第43号の区域は除く	11月1日から 3月31日	足めなし	定めなし	長崎県長崎市に住所を有する者	対象としない	対象とし

令和2年11月末以 前に交付した許可 証に記載されてい る漁業種類	知事許可漁業の種類	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力	船舶の総トン数	漁業を営む者の資 格	号に規定する知事が別	長崎県漁業調整規則 第14条第1項第4 号に規定する知事が 別に定める承継の許 可対象の有無
	なまこ漁業	地区)	1から7の点を結ぶ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 長崎市神ノ島町神ノ島工業用地埋立地北角 2 1から311度220メートルのところ 3 同市同町神ノ島工業用地埋立地護岸標識(1より南方海岸沿いに317メートルのところ)から270度220メートルのところ 4 同市同町同標識から260度30分220メートルのところ 5 7から357度515メートルのところ 6 7から289度210メートルのところ 7 同市同町墓の下鼻北西端	11月1日から 3月31日	定めなし	定めなし	長崎県長崎市に住所を有する者	対象としない	対象としない
		区)	1から9の点を結ぶ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれたサンセットマリーナ周辺の海面 1 長崎市福田本町標識 A 2 1から200度30分162メートルのところ 3 1から172度451メートルのところ 4 1から155度542メートルのところ 5 1から145度536メートルのところ 6 1から134度460メートルのところ 7 1から129度478メートルのところ 8 1から104度30分267メートルのところ 9 同市同町標識B(1から103度30分218メートルのところ)	11月1日から 3月31日	定めなし	定めなし	長崎県長崎市に住所を有する者	対象としない	対象としない
	なまこ漁業(神ノ浦地区)	1、2、3の各点を順次結んだ各直線と4、5の点を結んだ直線及び3から4、5から1に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた神ノ浦港内1 長崎市神浦江川町神浦海岸標識 A号2 3から52度30分205メートルのところ3 同市神浦向町神浦港南防波堤標識 A (南防波堤付根から防波堤沿いに418メートルのところ)4 同市同町神浦港南防波堤標識 B (神浦向町)	11月1日から 3月31日	定めなし	定めなし	長崎県長崎市に住所を有する者	対象としない	対象としない	
		区)	1、2、3、4、5、6、7、8の各点を順次結んだ各直線、9と10の点を結んだ直線、11と12の点を結んだ直線及び各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 西海市大島町黒瀬下り松鼻東南標識 2 1から190度30分342メートルのところ 3 1から146度30分800メートルのところ 4 同市同町ハチフリ南端標識から93度30分250メートルのところ 5 同市同町ハチフリ南端標識から92度77メートルのところ 6 同市同町ハチフリ南端標識から123度6メートルのところ 7 同市同町馬込標識A号 8 同市同町馬込標識B号 9 同市同町馬込標識C号 10 同市同町馬込標識D号 11 同市同町間瀬標識A号 12 同市同町間瀬標識A号		定めなし	定めなし	長崎県西海市に住所を有する者	対象としない	対象としない

令和 2	2年11月末以	知事許可漁業の種類	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力	船舶の総トン数	漁業を営む者の資	長崎県漁業調整規則	長崎県漁業調整規則
前に玄	を付した許可							格	第14条第1項第1	第14条第1項第4
証に証	己載されてい								号に規定する知事が別	号に規定する知事が
る漁業	<b>美種類</b>								に定める継続の許可	別に定める承継の許
- m									対象の有無	可対象の有無
		 なまこ漁業	なまこ漁業(崎戸地	共同漁業権南共第56号の区域	12月21日から2	定めか!	 定めなし	 長崎県西海市に住	対象としたい	対象としない
		はよし無未	るよと庶未 (明)・地			LUA U			対象としない	対象としない
			区)		月28日まで			所を有する者		

# 県南海区許可(大村湾海区)

令和2年11月末以 前に交付した許可 証に記載されてい る漁業種類	知事許可漁業の種類	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力	船舶の総トン数	漁業を営む者の資 格	14条第1項第1号に 規定する知事が別に定	長崎県漁業調整規則第 14条第1項第4号に 規定する知事が別に定 める承継の許可対象の 有無
I II.		びき網漁業(多良見町地区)	共同漁業権南共第65号の区域	30日まで	漁船法施行規則(平成13 年農林水産省令第153号 (以下、「新規則」とい う。))の適用を キス 計画出力(以下、「新規則」受口 ワット)によるでは52年 フット)によるでは52年 フット以よりにより が適用である。 にでいてが、新旧漁船林水 産省令第37号)による 馬力数(計算は、 と 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、		世保市、諫早市、 大村市、西海市、 東彼杵郡、西彼杵 郡に住所を有する 者	対象とする	対象とする
		手繰第2種自家用餌料 びき網漁業(瀬川地 区)	次の2、イ、ロ、3の各点を順次結んだ各直線と海岸線によって囲まれた区域 「基点」 1. 長崎県佐世保市針尾西町口木崎 2. 長崎県西海市猪ノ首鼻北端 3. 長崎県西海市白南風崎北端 4. 長崎県佐世保市針尾西町針尾鼻崎変電所跡コンクリート構築物南角(同町20番地西端) 「点」 イ. 基点1と2を結ぶ直線と共同漁業権南第62号の外郭線との交点 ロ. 基点3と4を結ぶ直線と共同漁業権南第62号の外郭線との交点	31日まで	漁船法施行規則(平成13 年農林水産省令第153号 (以下、「新規則」とい う。))の適用をま現則」で 計画出力(単位: フット)によるでは52年 う船舶にいて新規則の 第2条にはいて新規制船 行規則(平成9年農林水 産省令第37号)に基本 産省令第37号)に基本 を 馬力数(計算される いては20馬力以下		長崎県長崎市、佐 世保市、瀬海市、 大村市、西海市で 東彼杵郡に住所を有する 者	対象とする	対象とする
手繰第3種なまこけた網漁業		手繰第3種なまこけた 網漁業 (大村湾南部地区)	共同漁業権南共第64号の区域	11月1日から2月 末まで	定めなし	15トン未満	長崎県長崎市、佐 世保市、諫早市、 大村市、西海市、 東彼杵郡、西彼杵 郡に住所を有する 者	対象とする	対象とする
		手繰第3種なまこけた 網漁業(多良見町地 区)	共同漁業権南共第65号の区域	11月1日から3月 31日まで	定めなし	15トン未満	長崎県長崎市、佐 世保市、諫早市、 大村市、西海市、 東彼杵郡、西彼杵 郡に住所を有する 者	対象とする	対象とする

## 県南海区許可(大村湾海区)

令和2年11月末以 前に交付した許可 証に記載されてい る漁業種類	知事許可漁業の種類	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力	船舶の総トン数	漁業を営む者の資 格	規定する知事が別に定	長崎県漁業調整規則第 14条第1項第4号に 規定する知事が別に定 める承継の許可対象の 有無			
手繰第3種なまこけた網漁業	小型機船底びき網漁 業	手繰第3種なまこけた 網漁業(大村湾東部地 区)	共同漁業権南共第66号の区域	11月1日から2月 末まで	定めなし	15トン未満	長崎県長崎市、佐 世保市、諫早市、 大村市、西海市、 東彼杵郡、西彼杵 郡に住所を有する 者	対象とする	対象とする			
		手繰第3種なまこけた 網漁業(大村市地区)	共同漁業権南共第67、68、69号の区域	11月1日から3月 31日まで	定めなし	15トン未満	長崎県長崎市、佐 世保市、諫早市、 大村市、西海市、 東彼杵郡、西彼杵 郡に住所を有する 者	対象とする	対象とする			
		手繰第3種なまこけた 網漁業(西彼町地区)	共同漁業権南共第63号の区域	11月1日から3月 31日まで	きで	15トン未満	長崎県長崎市、佐世 保市、諫早市、大村 市、西海市、東彼杵 郡、西彼杵郡に住所 を有する者	対象とする	対象とする			
	j	ที่	77	***	手繰第3種なまこけた 網漁業(瀬川地区)	南共第62号共同漁業権漁場のうち西海市西海町寄船鼻北東端と佐世保市針 尾西町口木鼻西端を結ぶ直線以南の海域	11月1日から3月 31日まで	定めなし	15トン未満	長崎県長崎市、佐世 保市、諫早市、大村 市、西海市、東彼杵 郡、西彼杵郡に住所 を有する者	対象とする	対象とする
_			共同漁業権南共第64号の区域のうち、次の点イ、ロ、ハ、二の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時陸岸線によって囲まれた区域。 イ 西海市西彼町白似田郷出口小島南端 ロ イから真方位90度1,800メートルの点 ハ 長崎市琴海戸根原町と同市琴海戸根町との最高高潮時海岸線における境界から真方位62度2,700メートルの点 ニ 長崎市琴海戸根原町と同市琴海戸根町との最高高潮時海岸線における境界	30日まで	定めなし	15トン未満	長崎県長崎市、佐世 保市、諫早市、大村 市、西海市、東彼杵 郡、西彼杵郡に住所 を有する者	対象とする	対象とする			

## 県南海区許可(大村湾海区)

令和2年11月末以 前に交付した許可 証に記載されてい る漁業種類	知事許可漁業の種類	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力	船舶の総トン数	漁業を営む者の資 格	14条第1項第1号に規定する知事が別に定	長崎県漁業調整規則第 14条第1項第4号に 規定する知事が別に定 める承継の許可対象の 有無
2そうびきさより 船びき網漁業	機船船びき網漁業	2 そうびきさより船び き網漁業 (西彼町地 区)	共同漁業権南共第63号の区域	11月15日から5月31日まで	定めなし	定めなし	長崎県長崎市、佐世 保市、諫早市、大村 市、西海市、東彼杵 郡、西彼杵郡に住所 を有する者	対象とする	対象とする
かりさし網漁業	さし網漁業	かりさし網漁業(西彼町地区)	共同漁業権南共第63号の区域	1月1日から12月 31日まで	定めなし	定めなし	長崎県長崎市、佐世 保市、諫早市、大村 市、西海市、東彼杵 郡、西彼杵郡に住所 を有する者	対象とする	対象とする
はえなわ式いかかご漁業	かご漁業	はえなわ式いかかご漁業(西彼町地区)	共同漁業権南共第63号の区域	2月20日から6月 20日まで	定めなし	定めなし	長崎県長崎市、佐世 保市、諫早市、大村 市、西海市、東彼杵 郡、西彼杵郡に住所 を有する者	対象とする	対象とする
いわし地びき網漁業	地びき網漁業	いわし地びき網漁業 (瀬川地区)	共同漁業権南共第62号の区域	1月1日から12月 31日まで	定めなし	定めなし	長崎県長崎市、佐世 保市、諫早市、大村 市、西海市、東彼杵 郡、西彼杵郡に住所 を有する者	対象としない	対象としない
		いわし地びき網漁業(西彼町地区)	共同漁業権南共第63号の区域	1月1日から12月 31日まで	定めなし	<u></u> 定めなし	長崎県長崎市、佐世 保市、諫早市、大村 市、西海市、東彼杵 郡、西彼杵郡に住所 を有する者	対象としない	対象としない

令和2年11月末以 前に交付した許可 証に記載されてい る漁業種類	知事許可漁業の種類	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力	船舶の総トン数	漁業を営む者の資 格	規定する知事が別に定	長崎県漁業調整規則第 14条第1項第4号に 規定する知事が別に定 める承継の許可対象の 有無
手繰第3種なまこけた網漁業	小型機船底びき網漁業	手繰第3種なまこけた 網漁業(有喜地区)	共同漁業権南共第26、27号の区域	共同漁業権南共 第26号の区域 1月15日から3月 31日まで 共同漁業権南共 第27号の区域 11月1日から3月		15トン未満	長崎県諫早市に住 所を有する者	対象とする	対象とする
		網漁業 (江ノ浦地区) 手繰第3種なまこけた	共同漁業権南共同第28号の区域 共同漁業権南共同第29号の区域	31日まで 11月1日から3月 31日まで 11月1日から3月		15トン未満 15トン未満	長崎県諫早市に住 所を有する者 長崎県諫早市に住		対象とする対象とする
		網漁業(池下地区) 手繰第3種なまこけた 網漁業(千々石地区)	共同漁業権南共第25,26号の区域	31日まで 1月15日から3月 31日まで	定めなし	15トン未満	所を有する者 長崎県長崎市、諫 早市、雲仙市、南 島原市に住所を有 する者	対象とする	対象とする
		手繰第3種なまこけた 網漁業 (小浜地区)	共同漁業権南共第23,24号の区域	1月15日から3月 31日まで	定めなし	15トン未満	長崎県長崎市、諫 早市、雲仙市、南 島原市に住所を有 する者	対象とする	対象とする
いわし、あじすく い網漁業	すくい網漁業	いわし、あじすくい網 漁業(戸石地区)	共同漁業権南共第30号の区域	1月1日から12月 31日まで	定めなし	定めなし	長崎県長崎市に住 所を有する者	対象とする	対象とする
きすこぎさし網漁業	さし網漁業	きすこぎさし網漁業 (小浜地区)	共同漁業権南共第23、24号の区域	5月1日から7月 31日まで	定めなし	定めなし	長崎県長崎市、諫 早市、雲仙市、南 島原市に住所を有 する者	対象とする	対象とする
		きすこぎさし網漁業 (有喜地区)	共同漁業権南共第27号の区域	5月1日から7月 31日まで及び10 月1日から10月 31日		定めなし	長崎県諫早市に住所を有する者	対象とする	対象とする

令和2年11月末以 前に交付した許可 証に記載されてい る漁業種類	知事許可漁業の種類	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力	船舶の総トン数	漁業を営む者の資 格		14条第1項第4号に
なまこ、うに、さなえ、あがく、わび、わび、わがく、わがく、わがく、おがく、おがらき潜水・はきがった。			①共同漁業権南共第29号の区域のうち、諫早市飯盛町川下平瀬突端と上ノ島東端とを結ぶ直線及びその延長線以東の区域	なまこ 12月1日から3月 31日まで うに 12月1日から8月 31日まで さざ1日日から12月 31日まで 12月21日から 10月31日まで にな1月1日まで にな1月1日まで もずく 2月1日まで もずく 2月1日まで わから12月 31日まで もずく 2月1日まで わから5月 31日まで ひ12月1日で わから5月 31日まで 2月1日まで ひ12月1日で わから7月 31日まで ひ12月1日で 01月1日で 0		定めなし	長崎県諫早市に住所を有する者	対象としない	対象とする

佘和 2 年11 日 ± Ⅳ		漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力	船舶の総トン数	漁業を営む者の資	長崎県漁業調整規則第	<b>上</b>    上
	和事計り温未の俚類	<u></u>	探未区以	洪未时期 	推進機関の馬力	加加の松トン釵		14条第1項第1号に	
前に交付した許可							格		
証に記載されてい									規定する知事が別に定
る漁業種類								める継続の許可対象の	
								有無	有無
なまこ、うに、さ	潜水器漁業	なまこ、うに、さざ	①共同漁業権南共第27号の区域のうち、諫早市松里町七曲がり突端から真	なまこ	定めなし	定めなし	長崎県諫早市に住	対象としない	対象とする
ざえ、あわび、に		え、あわび、にな、も	方位180度の線以東の区域	12月1日から3月			所を有する者		
な、もずく、わか		ずく、わかめ、ひじき		31日まで					
め、ひじき潜水器		潜水器漁業(有喜地		うに					
漁業		区)		4月1日から8月					
				31日まで					
				さざえ					
				1月1日から12月					
				31日まで					
				あわび					
				12月21日から					
				10月31日まで					
				にな					
				1月1日から12月					
				31日まで					
				もずく					
				4月1日から7月					
				31日まで					
				わかめ					
				12月1日から5月					
				31日まで					
				ひじき					
				2月1日から7月					
エレー何クサ	ロウエトレダクサ	エレ! ーエレ! 炯	<u> </u>	31日まで	Ċ. / 4. /	Ċ. / 4- I		+14 L + 7	+14-1-4-7
一重さし網漁業、	固定式さし網漁業		共同漁業権南共第20、21、22、23、24、25号の区域	1月1日から12月	正めなし	定めなし	長崎県長崎市、諫	刈家とする	対象とする
三重さし網漁業		漁業(橘湾東部地区)		31日まで			早市、雲仙市、南		
							島原市に住所を有		
							する者		
一重さし網漁業			共同漁業権南共第30号の区域	12月1日から3月	定めなし	定めなし	長崎県長崎市に住	対象とする	対象とする
		地区)		31日まで			所を有する者		
雑魚地びき網漁業			共同漁業権南共第24号のうち、次のア、イ、ウ、エの各点を順次結んだ直		定めなし	定めなし	長崎県長崎市、諫	対象としない	対象としない
		湾東部地区)	線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域。	31日まで			早市、雲仙市、南		
							島原市に住所を有		
			点 ア 32° 45'21.50"N 130° 12'20.10"E				する者		
			イ 32° 45′16.90″N 130° 12′09.50″E						
			ウ 32° 45′10.30″N 130° 12′14.10″E						
			エ 32° 45′14.90″N 130° 12′26.30″E						
	II.	L		ı	ı	1	1	<u>I</u>	

前に交付した許可	関係 長崎県漁業調整規則第 日本 4 条第1項第4号に 日本 4 条第1項第4号に 規定する知事が別に定 める承継の許可対象の 有無 対象とする
正に記載されている漁業権類  2 そうびきいわし 機船船びき網漁業 2 そうびきいわし船び き腐漁業 (油車山地区) (1)共同漁業権南共第 2 0 号の区域 (2)室仙市南車山町地先海面であって次の線に囲まれた区域で、共同漁業権漁場 漁船法施行規則(平成13 6トン未満 長崎県長崎市、渡 対象とする 中市、 室仙市、 自島原市に住所を有 方る者 (以下、「新規則」とい )、 「南島原市加津住町と衆品・ 高原市に住所を有 方る者 (以下、「新規則」とい )、 「西島原市加津住町との最高高潮時海岸線における境界から真方 位立15度の線。 ②空仙市南車山町と同市小浜町との最高高潮時海岸線における境界から真方 位立15度の線。 ③空仙市南車山町における最高高潮時海岸線がから距岸4,000ゲートルの線。 (記述、 1) 日本 2 年 2 年 2 年 3 日 2 年 3 日 2 年 4 年 4 年 5 年 5 全 4 年 5 年 5 全 4 年 5 年 5 全 4 年 5 年 5 全 4 年 5 年 5 全 4 年 5 年 5 全 4 年 5 年 5 全 4 年 5 年 5 全 4 年 5 年 5 全 4 年 5 年 5 全 4 年 5 年 5 年 5 全 4 年 5 年 5 全 4 年 5 年 5 全 4 年 5 年 5 全 4 年 5 年 5 全 4 年 5 年 5 全 4 年 5 年 5 全 4 年 5 年 5 年 5 全 4 年 5 年 5 全 5 年 5 年 5 全 5 年 5 年 5 年 5 年 5	まの める承継の許可対象の 有無
透加業権類   2そうびきいわし   機船船びき網漁業   2そうびきいわし船び   2を前漁業 (南車山町 地先通面であって次の線に囲まれた区域で、共同漁業権画   1月1日から12月   31日まで   (以下、「新規則」という。))の適用を受けて   計画出力(単位:キロ   フット)による表示を行う船舶については80キロ   フット)に、まる表示を行う船舶については80キロ   フット)に、まる表示を行う船舶については80キロ   フット)に、基づく馬力数(計算   2条により旧漁船法施行規則(平成9年農林水産省令第17号(以下、「旧規則)をいう。))に、基づく馬力数(計算   2条により旧漁船法施行規則(平成9年農林水産省令第17号(以下、「旧規則)をいう。))に、基づく馬力数(計算   2条により旧漁船法施行規則(平成9年農林水産省令第17号(以下、「旧規則)をいう。))に、基づく馬力数(計算 は、この))に、基づく馬力数(計算 は、この))に、基づく馬力数(計算 は、この))の適用される船舶については馬力数	有無
2 そうびきいわし 機が削びき網漁業   2 そうびきいわし船び   (1)共同漁業権南共第20号の区域   共同漁業権高共第20号の区域   共同漁業権流域   漁船法施行規則 (平成13   4元 大鹿 全市、宝仙市、京美婦漁業 (市中山町地先海面であって次の稼に囲まれた区域で、共同漁業権が   1月1日から12月   1月1日から12日から12日から12日から12日から12日があり上がりまから12日がありまから12日がありまか	
船びき網漁業 き網漁業 (南車山地 (2)雲仙市南車山町地先海面であって次の線に囲まれた区域で、共同漁業権南 区) (2)雲仙市南車山町地先海面であって次の線に囲まれた区域で、共同漁業権内 31日まで 31日まで 共同漁業権外漁 場 (以下、「新規則」という。))の適用を受けて 計画出力(単位:キロ ワット)による表示を行 位315度の線。 (3)雲仙市南串山町における最高高潮時海岸線における境界から真方 位315度の線。 (3)雲仙市南串山町における最高高潮時海岸線から距岸4,000分トルの線。 (3)雲仙市南半山町における最高高潮時海岸線から距岸4,000分トルの線。 (3)雲仙市南半山町における最高高潮時海岸線から距岸4,000分トルの線。 (4)下、 「旧規則」という。))に基づく馬力数(計算式 C)下、 「旧規則」という。))に基づく馬力数(計算式 C)が (3) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	対象とする
文字   大第 2 0 号を除いた区域。   ①南島原市加津佐町と雲仙市南串山町との最高高潮時海岸線における境界から真方位270度の線。   ②雲仙市南串山町と同市小浜町との最高高潮時海岸線における境界から真方	
①南島原市加津佐町と雲仙市南串山町との最高高潮時海岸線における境界から真方位270度の線。 ②雲仙市南串山町と同市小浜町との最高高潮時海岸線における境界から真方位315度の線。 ③雲仙市南串山町における最高高潮時海岸線から距岸4,000メートルの線。 3つ雲仙市南串山町における最高高潮時海岸線から距岸4,000メートルの線。 第2条により旧漁船法施行規則(平成9年農林水産省令第37号(以下、「旧規則」という。))に基づく馬力数(計算式 = C D <sup>2</sup> N)が適用される船舶については馬力数	
場 計画出力(単位:キロ ワット)による表示を行	
②雲仙市南半山町と同市小浜町との最高高潮時海岸線における境界から真方 位315度の線。 ③雲仙市南半山町における最高高潮時海岸線から距岸4,000メートルの線。 3宝仙市南半山町における最高高潮時海岸線から距岸4,000メートルの線。 3宝仙市南半山町における最高高潮時海岸線から距岸4,000メートルの線。 51日まで 51日まで 7ット)による表示を行う船舶については80キロフット以下、新規則附則第2条により旧漁船法施行規則(平成9年農林水産省令第37号(以下、「旧規則」という。))に基づく馬力数(計算式 = C D²N)が適用される船舶については馬力数	
位315度の線。 ③雲仙市南串山町における最高高潮時海岸線から距岸4,000メートルの線。  31日まで う船舶については80キロワット以下、新規則附則第2条により旧漁船法施行規則(第2条により日漁船大施産省令第37号(以下、「旧規則」という。))に基づく馬力数(計算式=CD²N)が適用される船舶については馬力数	
③雲仙市南串山町における最高高潮時海岸線から距岸4,000メートルの線。	
第2条により旧漁船法施 行規則(平成9年農林水 産省令第37号(以下、 「旧規則」という。)) に基づく馬力数(計算式 = C D <sup>2</sup> N)が適用され る船舶については馬力数	
行規則(平成9年農林水 産省令第37号(以下、 「旧規則」という。)) に基づく馬力数(計算式 = C D <sup>2</sup> N)が適用され る船舶については馬力数	
産省令第37号(以下、         「旧規則」という。))         に基づく馬力数(計算式         = C D²N)が適用され         る船舶については馬力数	
「旧規則」という。)) に基づく馬力数(計算式 = C D <sup>2</sup> N)が適用され る船舶については馬力数	
に基づく馬力数(計算式 = C D <sup>2</sup> N)が適用され る船舶については馬力数	
$= C D^2 N$ )が適用される $8 M M C O V C は 馬力数$	
る船舶については馬力数	
25以下であって、申請の	
あった推進機関の馬力	
数。	
2 そうびきいわし船び 次のイ、ロ、二、ハの各点を順次結んだ直線と最高高潮時海岸線とによって 共同漁業権漁場 漁船法施行規則(平成13 6トン未満 長崎県長崎市、諫 対象とする	対象とする
き網漁業(小浜地区) 囲まれた区域。	
イ 雲仙市小浜町と同市千々石町との最高高潮時海岸線における境界点。 31日まで (以下、「新規則」とい 島原市に住所を有	
ロ イから真方位270度、4,000メートルの点。 共同漁業権外漁 う。))の適用を受けて する者	
ハ 雲仙市南串山町と同市小浜町との最高高潮時海岸線における境界点。 場 計画出力(単位:キロ	
ニ ハより真方位315度、4,000メートルの点。 6月1日から8月 ワット)による表示を行	
31日まで う船舶については80キロ	
ワット以下、新規則附則	
第2条により旧漁船法施	
行規則(平成9年農林水	
産省令第37号(以下、	
「旧規則」という。))	
に基づく馬力数(計算式	
$= C D^2 N$ )が適用され	
る船舶については馬力数	
25以下であって、申請の	
あった推進機関の馬力	
数。	

令和2年11月末以 前に交付した許可 証に記載されてい る漁業種類	知事許可漁業の種類	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力	船舶の総トン数	漁業を営む者の資 格	規定する知事が別に定	長崎県漁業調整規則第 14条第1項第4号に 規定する知事が別に定 める承継の許可対象の 有無
いわし、いかなご、このしろ敷網漁業	敷網漁業	いわし、いかなご、このしろ敷網漁業(橘湾東部地区)	次のイ、ロ、ハを順次結んだ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域。 ただし、共同漁業権南共第26、27、28及び29号の区域を除く。 基点 1 諫早市飯盛町下ノ島南端 基点 2 熊本県天草郡苓北町牡蛎瀬崎(四季咲岬)突端 基点 3 長崎市岳尾鼻 基点 4 南島原市加津佐町と雲仙市南串山町との最高高潮時海岸線における境界から270度2,000メートルのところ イ 基点 2 から基点 1 に至る線の延長線と最高高潮時海岸線との交点 ロ 基点 1 から基点 2 に至る線と基点 3 から基点 4 に至る線との交点 ハ 基点 3 から基点 4 に至る線の延長線と最高高潮時海岸線との交点 ハ 基点 3 から基点 4 に至る線の延長線と最高高潮時海岸線との交点	1月1日から12月 31日まで	定めなし	定めなし	長崎県長崎市、諫 早市、雲仙市、南 島原市に住所を有 する者	対象とする	対象とする
		いわし、いかなご、このしろ敷網漁業(江の浦地区)	次のイ、ロ、ハを順次結んだ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域。 ただし、共同漁業権南共第20、23、24、25、26、27、29号の区域を除く。 基点1 諫早市飯盛町下ノ島南端 基点2 熊本県天草郡苓北町牡蛎瀬崎(四季咲岬)突端 基点3 長崎市岳尾鼻 基点4 南島原市加津佐町と雲仙市南串山町との最高高潮時海岸線における境界から 270度2,000メートルのところ イ 基点2から基点1に至る線の延長線と最高高潮時海岸線との交点 ロ 基点1から基点2に至る線と基点3から基点4に至る線との交点 ハ 基点3から基点4に至る線の延長線と最高高潮時海岸線との交点	1月1日から12月 31日まで	定めなし	定めなし	長崎県諫早市に住所を有する者	対象とする	対象とする
きす流し網漁業	流し網漁業	きす流し網漁業(南串山地区)	A海域 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、への各点をイロ、ロニ、ニへ、ヘホ、ホハ、ハイに結んだ直線で囲まれた区域。 イ 雲仙市南串山町国崎北端から真方位315度の線上3,000メートルの点 ロ 同上線上4,000メートルの点 ハ 雲仙市南串山町国崎北端から長崎市為石町メボシ崎に至る線上国崎北端から3,000メートルの点 ニ 同上線上4,000メートルの点 ホ 南島原市加津佐町権田鼻から長崎市野母崎樺島町樺島南端に至る線上権田鼻から3,100メートルの点 へ 同上線上4,000メートルの点 B海域 次のイ、ロ、ハ、ホ、ニの各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、共同漁業権共第19号を除く イ 雲仙市南串山町国崎北端 ロ イから真方位315度の線上イから3,000メートルの点。 ハ イから長崎市為石町メボシ崎に至る線上イから3,000メートルの点 ニ 南島原市加津佐町権田鼻 ホ ニから長崎市野母崎樺島町樺島南端に至る線上ニから3,100メートルの点。	30日まで B海域 4月1日から11月 30日まで	定めなし	定めなし	長崎県長崎市、諫早市、雲仙市、南島原市に住所を有する者	対象とする	対象とする

前に交付した許可 証に記載されてい る漁業種類		漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力	船舶の総トン数	漁業を営む者の資 格	規定する知事が別に定める継続の許可対象の 有無	14条第1項第4号に 規定する知事が別に定 める承継の許可対象の 有無
きす流し網漁業	流し網漁業	きす流し網漁業(加津佐地区)	A海域 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、への各点をイロ、ロニ、ニへ、ヘホ、ホハ、ハイに結ん だ直線で囲まれた区域。 イ 雲仙市南串山町国崎北端から真方位315度の線上3,000メートルの点 ロ 同上線上4,000メートルの点 ハ 雲仙市南串山町国崎北端から長崎市為石町メボシ崎に至る線上国崎北端から 3,000メートルの点 ニ 同上線上4,000メートルの点 ホ 南島原市加津佐町権田鼻から、長崎市野母崎樺島町樺島南端に至る線上権田鼻から3,100メートルの点 の 同上線上4,000メートルの点 B海域 共同漁業権南共第19号の区域及び次のイ、ロ、ニ、ハの各点を順次結んだ各直線と最高々潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、共同漁業権南共第20号を除く。 イ 雲仙市南串山町国崎北端 ロ イから長崎市為石町メボシ崎に至る線上イから3,000メートルの点 ハ 南島原市加津佐町権田鼻 ニ ハから長崎市野母崎樺島町樺島南端に至る線上ハから3,100メートルの点	A海域 4月1日から6月 30日まで B海域 4月1日から11月 30日まで	定めなし	定めなし	長崎県南島原市に住所を有する者	対象とする	対象とする
一重さし網漁業	固定式さし網漁業	地区)	共同漁業権南共第27号の区域、及び次のイ、ロ、ハ、二の各点を順次結んだ直線によって囲まれる区域。 基点1 諫早市森山町唐比西湯堀地先亀石 基点2 諫早市早見町と同市飯盛町後田との最高高潮時海岸線における境界 点イ 1から真方位180度2,000メートルのところ。 点口 1から真方位180度3,000メートルのところ。 点ハ 2から真方位145度4,000メートルのところ。 点ニ 2から真方位145度3,000メートルのところ。	12月1日から3月 31日まで		定めなし	長崎県諫早市に住所を有する者		対象とする
		一重さし網漁業 (小浜 地区①)	長崎県諫早市蓮華石山頂と熊本県天草郡苓北町牡蠣瀬崎(四季咲岬)突端を結ぶ直線以東の橘湾(南島原市口之津町瀬詰崎(早崎鼻)と長崎市野母崎樺島町樺島南端とを結ぶ線内の海面)。 ただし、南共第18、19、20、23、24、25、26、27号の各共同漁業権漁場を除く。	30日まで	定めなし	定めなし	長崎県長崎市、諫 早市、雲仙市、南 島原市に住所を有 する者		対象とする
		一重さし網漁業(小浜 地区②)	長崎県諫早市蓮華石山頂と熊本県天草郡苓北町牡蠣瀬崎(四季咲岬)突端を 結ぶ直線以東の橘湾(南島原市口之津町瀬詰崎(早崎鼻)と長崎市野母崎樺 島町樺島南端とを結ぶ線内の海面)。 ただし、南共第18、19、20、23、24、25、26、27号の各 共同漁業権漁場を除く。	30日まで	定めなし	定めなし	長崎県長崎市、諫 早市、雲仙市、南 島原市に住所を有 する者	対象とする	対象とする
			長崎県諫早市蓮華石山頂と熊本県天草郡苓北町牡蠣瀬崎(四季咲岬)突端を結ぶ直線以東の橘湾(南島原市口之津町瀬詰崎(早崎鼻)と長崎市野母崎樺島町樺島南端とを結ぶ線内の海面)。 ただし、南共第18、19、20、23、24、25、26、27号の各共同漁業権漁場を除く。	30日まで	定めなし	定めなし	長崎県長崎市、諫 早市、雲仙市、南 島原市に住所を有 する者	対象とする	対象とする

	知事許可漁業の種類	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力	船舶の総トン数	漁業を営む者の資	長崎県漁業調整規則第	
前に交付した許可証に記載されている漁業種類							格	規定する知事が別に定める継続の許可対象の 有無	14条第1項第4号に 規定する知事が別に定 める承継の許可対象の 有無
はえなわ式いかかご漁業	かご漁業	はえなわ式いかかご漁業 (南串山地区)	基点1、点イ、点口、基点5を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、共同漁業権南共第19号の区域を除く。 基点1 雲仙市南串山町国崎北端 基点2 長崎市牧島町牧島南西端 基点3 雲仙市小浜町立崎西端 基点4 長崎市野母崎樺島町樺島東端 基点5 南島原市加津佐町権田鼻 基点6 長崎市北浦町赤崎鼻 点イ 基点1と基点2を結ぶ直線と、基点3と基点4を結ぶ直線との交点 点口 基点3と基点4を結ぶ直線と、基点5と基点6を結ぶ直線との交点	2月1日から3月31日まで	定めなし	定めなし	長崎県長崎市、諫 早市、雲仙市、南 島原市に住所を有 する者	対象とする	対象とする
		はえなわ式いかかご・ぬたうなぎかご漁業(南串山地区)	基点1、点イ、点口、基点5を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、共同漁業権南共第19号の区域を除く。基点1 雲仙市南串山町国崎北端基点2 長崎市牧島町牧島南西端基点3 雲仙市小浜町立崎西端基点4 長崎市野母崎樺島町樺島東端基点5 南島原市加津佐町権田鼻基点6 長崎市北浦町赤崎鼻点イ 基点1と基点2を結ぶ直線と、基点3と基点4を結ぶ直線との交点点口 基点3と基点4を結ぶ直線との交点	31日まで	定めなし	定めなし	長崎県長崎市、諫 早市、雲仙市、南 島原市に住所を有 する者	対象とする	対象とする
さわら流し網漁業	流し網漁業	さわら流し網漁業(橘湾地区①)	橘湾。ただし、共同漁業権漁場を除く。	4月1日から5月 31日まで	定めなし	定めなし	長崎県長崎市、諫 早市、雲仙市に住 所を有する者	対象とする	対象とする
		さわら流し網漁業(橘湾地区②)	橘湾。ただし、共同漁業権漁場を除く。	9月1日から11月 30日まで	定めなし	定めなし	長崎県長崎市、諫 早市に住所を有す る者	対象とする	対象とする
はえなわ式つぼ漁業	たこつぼ漁業	はえなわ式つぼ漁業(加津佐地区)	橘湾のうち、次のイ、ロ、ハ、ニの各点を結んだ直線と陸岸とによって囲まれた海面。ただし、南共第19号共同漁業権区域を除く。点イ 南島原市口之津町と同市加津佐町との境界点 ロ 南島原市口之津町瀬詰崎(早崎鼻)から長崎市野母崎樺島町樺島南端に至る線と南島原市口之津町と同市加津佐町との境界点より240度の延長線との交点 ハ 南島原市口之津町瀬詰崎(早崎鼻)から長崎市野母崎樺島町樺島南端に至る線と諫早市蓮華山頂から熊本県天草郡苓北町牡蠣瀬崎突端に至る線の交点 ニ 南島原市加津佐町権田鼻	30日まで	定めなし	定めなし	長崎県南島原市に住所を有する者	対象とする	対象とする

令和2年11月末以 前に交付した許可 証に記載されてい る漁業種類	知事許可漁業の種類	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力	船舶の総トン数	漁業を営む者の資 格	14条第1項第1号に 規定する知事が別に定	長崎県漁業調整規則第 14条第1項第4号に 規定する知事が別に定 める承継の許可対象の 有無
一重さし網漁業	固定式さし網	一重さし網漁業 (小浜地区③)	次のA及びBの区域とする。 (操業区域A) 次のイ、ロ、ハ、へ、ト、チの各点を順次結んだ直線によって囲まれる区域。 点イ 雲仙市小浜町富津と同市千々石町乙との最高高潮時海岸線における境界から真方位27 0度2,000メートルのところ。 点ロ 同市小浜町富津弁天崎から真方位240度2,000メートルのところ。 点ハ 同市同町金浜と同町浜口との最高高潮時海岸線における境界から真方位315度2,000メートルのところ。 点へ ハ点から真方位315度1,000メートルのところ。 点ト ロ点から真方位240度1,000メートルのところ。 点チ イ点から真方位270度1,000メートルのところ。 (操業区域B) 次のハ、ニ、ホ、へ各点を順次結んだ直線によって囲まれる区域。 点ハ 雲仙市小浜町金浜と同町浜口との最高高潮時海岸線における境界から真方位315度2,000メートルのところ。 点ニ 同市同町飛子と同市南串山町甲の最高高潮時海岸線における境界から真方位315度2,000メートルのところ。 点ホ ニ点から真方位315度1,000メートルのところ。	12月1日から3月31日まで	定めなし	定めなし	長崎県長崎市、諫早市、雲仙市、南島原市に住所を有する者	対象とする	対象とする
			【A区域】 次のイ、ロ、ハ、二、ホ、への各点を順次結んだ直線によって囲まれる区域。 基点 1 雲仙市南串山町国崎半島北端。 基点 2 同市同町国崎半島西端。 基点 3 雲仙市と南島原市との最高高潮時海岸線における境界。 点イ 1から真方位 2 7 0 度 2, 0 0 0 メートルのところ。 点い 3から真方位 2 7 0 度 2, 0 0 0 メートルのところ。 点い 3から真方位 2 7 0 度 3, 0 0 0 メートルのところ。 点ニ 3から真方位 2 7 0 度 3, 0 0 0 メートルのところ。 点ホ 2から真方位 2 7 0 度 3, 0 0 0 メートルのところ。 点ホ 2から真方位 2 7 0 度 3, 0 0 0 メートルのところ。 点へ 1から真方位 3 1 5 度 3, 0 0 0 メートルのところ。 【B区域】 次のイロ、ロハ、ハニ、ニホ、ホへ、ヘイの各線によって囲まれる区域。 基点 1 雲仙市南串山町甲と同市小浜町飛子との最高高潮時海岸線における境界。 基点 2 同市南串山町国崎半島西端。 基点 3 市同町国崎半島北端。 点イ 3 から真方位 3 1 5 度 1, 3 4 0 メートルのところ。 点い 1 から真方位 3 1 5 度 2, 0 0 0 メートルのところ。 点ニ ハから真方位 3 1 5 度 1, 0 0 0 メートルのところ。 点ニ いから真方位 3 1 5 度 1, 0 0 0 メートルのところ。 点ホ ロから真方位 3 1 5 度 1, 0 0 0 メートルのところ。 点ホ ロから真方位 3 1 5 度 1, 0 0 0 メートルのところ。 点へ イから真方位 3 1 5 度 1, 0 0 0 メートルのところ。	A区域:5月1日 から9月30日ま で B区域:12月1 日から3月31日 まで	定めなし	定めなし	長崎県長崎市、諫早市、雲仙市、南島原市に住所を有する者	対象とする	対象とする

宋田 海色 可 り (1	27 37 3 E 7								
	知事許可漁業の種類	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力	船舶の総トン数	漁業を営む者の資	長崎県漁業調整規則第	
前に交付した許可							格		14条第1項第4号に
証に記載されてい									規定する知事が別に定
る漁業種類								める継続の許可対象の	める承継の許可対象の
								有無	有無
一重さし網漁業	固定式さし網	一重さし網漁業(南	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、への各点を順次結んだ直線によって囲まれる区域。	5月1日から9月	定めなし	定めなし	長崎県長崎市、諫	対象とする	 対象とする
		串山地区③)	基点 1 雲仙市南串山町国崎半島北端。	30日まで			早市、雲仙市、南		
			基点 2 同市同町国崎半島西端。				島原市に住所を有		
			基点3 雲仙市と南島原市との最高高潮時海岸線における境界。				する者		
			点イ 1から真方位315度の線と共同漁業権南共第20号の外郭線との交点。				) V E		
			点口 2から真方位270度2,000メートルのところ。						
			点ハ 3から真方位270度2,000メートルのところ。						
			点ニ 3から真方位270度3,000メートルのところ。						
			点ホ 2から真方位270度3,000メートルのところ。						
			点へ 1から真方位315度3,000メートルのところ。						
 三重さし網漁業		 三重さし網漁業(加津	橘湾のうち、次のイ、ロ、ニ、ホの各点を結んだ直線と陸岸とによって囲ま	1月1日から12月	定めなし	定めなし	長崎県南島原市に	対象とする	対象とする
		佐地区)	れた海面。	31日まで			住所を有する者		
			ただし、共同漁業権南共第19号を除く。						
			イ 南島原市口之津町と南島原市加津佐町との境界点						
			ロ 南島原市口之津町瀬詰崎(早崎鼻)から長崎市野母崎樺島町樺島南端						
			に至る線と南島原市口之津町と同市加津佐町との境界点より240度の延長						
			線との交点						
			ハ 南島原市口之津町瀬詰崎(早崎鼻)から長崎市野母崎樺島町樺島南端						
			┃ ┃に至る線と諫早市蓮華石山頂から熊本県天草郡苓北町牡蠣瀬崎突端に至る線						
			との交点						
			この文点						
			との交点						
			ホ 南島原市加津佐町権田鼻						

## 県南海区許可(有明海区)

令和2年11月末以	知事許可漁業の種類	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力	船舶の総トン数	漁業を営む者の資	長崎県漁業調整規則第	長崎県漁業調整規則第
前に交付した許可							格	14条第1項第1号に	14条第1項第4号に
証に記載されてい								規定する知事が別に定	規定する知事が別に定
る漁業種類								める継続の許可対象の	める承継の許可対象の
る庶未悝規								有無	有無
手繰第3種漁業	小型機船底びき網漁業	手繰第3種漁業(南有	共同漁業権南共同第17号の区域	5月1日から12月	定めなし	15トン未満	長崎県南島原市に	対象とする	対象とする
		馬地区)		31日まで			住所を有する者		
		手繰第3種漁業(口ノ	共同漁業権南共同第18号の区域	5月1日から12月	定めなし	15トン未満	長崎県南島原市に	対象とする	対象とする
		津地区)		31日まで			住所を有する者		
1そうびきべら船	機船船びき網漁業	1そうびきべら船びき	共同漁業権南共第17号の区域のうち、次のイ、ロ、ハ、ホ、二の各点を順	5月1日から9月	定めなし	定めなし	長崎県南島原市に	対象とする	対象とする
びき網漁業		網漁業(南有馬地区)	次結んだ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域。	30日まで			住所を有する者		
		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,							
			ロ イより熊本県上天草市湯島灯台を見通した線上、イより1,000メートルの点						
			ハ イより真方位180度、1,500メートルの点						
			二 南島原市南有馬町吉川名菖蒲田沖油瀬						
			ホ 二より真方位180度、500メートルの点						
ひら、このしろ流	流し網漁業	ひら、このしろ流し網	共同漁業権南共第1号の区域。ただし、国営諫早湾干拓事業の潮受堤防東側	1月1日から12月	定めなし	定めなし	長崎県諫早市、雲	対象とする	対象とする
し網漁業		漁業(諫早湾地区)	法尻線から東側50m線以西の区域並びに共同漁業権南共第2号、同第3号、	31日まで			仙市に住所を有す		
			  同第4号、及び同第5号の区域を除く。				る者		
すずき流し網漁業		すずき流し網漁業(諫	     共同漁業権南共第1号の区域。ただし、国営諫早湾干拓事業の潮受堤防東側	1月1日から12月	定めなし	定めなし	長崎県諫早市、雲	対象とする	対象とする
) / C /// C /// C /// C		早湾地区)	法尻線から東側50m線以西の区域並びに共同漁業権南共第2号、同第3号、			)	仙市に住所を有す	,,32,0 , 0	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
		1 / J-OE	同第4号、及び同第5号の区域を除く。	01   6			る者		
 えび流し網漁業			共同漁業権南共第1号の区域。ただし、国営諫早湾干拓事業の潮受堤防東側	1月1日から12月	定めなし	定めなし		対象とする	対象とする
		湾地区)	法尻線から東側50m線以西の区域並びに共同漁業権南共第2号、同第3号、			),C+7 & 0	仙市に住所を有す	7,3,3,0,7	
		与·62/	同第4号、及び同第5号の区域を除く。	3111 & C			る者		
			円第4方、及び円第3方の区域を除く。				る自		
きす流し網漁業		きす流し網漁業(南共	  共同漁業権南共第79号の区域。ただし、南共第5号から第12号までの各	4月1日から12月	定めなし	定めなし	長崎県雲仙市、島	対象とする	対象とする
		第79号海域)	共同漁業権漁場を除く。	31日まで			原市、南島原市に		
							住所を有する者		
	 すくい網漁業	いわし、いかなご、あ	共同漁業権南共第18号の区域	1月1日から12月	定めなし	定めなし	長崎県南島原市に	対象とする	対象とする
		じすくい網漁業(口之		31日まで			住所を有する者	7,537 = 7,5	7 3 3 7 9
		津地区)							
えびげんじき網漁	<b>■</b> げんじき網漁業	えびげんじき網漁業	共同漁業権南共第15号の区域	9月1日から10月	定めなし	定めなし	長崎県雲仙市、島	対象とする	対象とする
業	1,7,15 2 3 11,3//11.21	(西有家町地区)		31日まで			原市、南島原市に	7,537 = 7,5	7 3 3 7 9
				01   0			住所を有する者		
さわら、さめ流し	Ⅲ 流し網漁業	さわら、さめ流し網漁	有明海。ただし、南共第1号から南共第18号までの各共同漁業権漁場を除	10月1日から3月	定めたし	定めなし	長崎県雲仙市、島	対象とする	対象とする
網漁業		業(有明海域①)	日内	31日まで		12-2-8-0	原市、南島原市に		
州引流木		未 (日列海域区)		31114					
 えびげんじき網漁	 げんじき網漁業	 えびげんじき網漁業	有明海。ただし、長崎県南島原市有家町堂崎観音鼻と熊本県上天草市大矢野	/ 日1 ロ か ら 1 2 日	定めた!	 定めなし	住所を有する者 長崎県雲仙市、島	対象とする	対象とする
					圧めなし	ためなし		1/38/1/30	A138C 9 の
業		(有明海域)	町羽干島とを結ぶ線以南の海面および南共第1、5、6、7、8、9、1	31日まで			原市、南島原市に		
			0、11、12, 13号の各共同漁業権漁場を除く。			1	住所を有する者		

## 県南海区許可(有明海区)

令和2年11月末以 前に交付した許可 証に記載されてい る漁業種類	知事許可漁業の種類	漁業種類	操業区域		推進機関の馬力	船舶の総トン数	漁業を営む者の資 格	長崎県漁業調整規則第 14条第1項第1号に 規定する知事が別に定 める継続の許可対象の 有無	14条第1項第4号に 規定する知事が別に定
1 そうごち網漁業	ごち網漁業	1そうごち網漁業(布津町地区)	南島原市布津町大崎鼻突端から真方位(以下同じ)90度の線以南の有明海のうち、次のA、B、C及びDの高域とする。 A海城:下記の点イ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、トを順次結んだ各直線と海岸線によって囲まれた海域。ただし共同漁業権商共第12、13、14、15号の区域及び同漁業権の外郭線から沖出し500がい以内の区域を除く。 B海城:下記の点ス、ニ、ホ、へ、チ、リを順次結んだ各直線と海岸線によって囲まれた海域。ただし共同漁業権天共第2号の区域及び同漁業権の外郭線から沖出し500がい以内の区域を除く。 C海域:下記の点チ、リ、ヌ、ル、オを順次結んでチに至る各直線によって囲まれた海域。ただし共同漁業権天共第2号の区域及び同漁業権の外郭線から沖出し500がい以内の区域を除く。 点イ 南島原市布津町大崎鼻突端から90度8,000がいる点。 点 南島原市布津町大崎鼻突端から90度8,000がいる点。 点 南島原市有家町堂崎観音鼻と熊本県上天草市羽干島を結ぶ直線と、点がと点すを結ぶ直線との交点。 点本 南島原市有家町堂崎観音鼻と熊本県上天草市羽干島を結ぶ直線と大京家町堂崎観音鼻と熊本県上天草市羽干島を結ぶ直線との交点。 点本 南島原市口之津町権現山頂上と同市南有馬町宮崎を結ぶ直線の延長線と有家町堂崎観音鼻と熊本県上天草市羽干島を結ぶ直線との交点。 点本 南島原市口大津町権現山頂上と同市南有馬町宮崎を結ぶ直線の延長線と点トと旧鬼池港防波堤突端(鬼池港防波堤が台跡)を結ぶ直線との交点。 点が、熊本県上天草市湯島打台。 点ア 熊本県上天草市湯島有東端。 点が、熊本県上天草市湯島南東端。 にかいたの大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大	1月1日から12月 31日まで B海域 11月1日から4月 30日まで C海域 5月16日から3月 14日まで D海域 10月1日から3月 14日まで	漁船法施行規則(平成13 年農林水水「第153号 (以下))の。 計画位表をは り、のの単位を いっ。 のの単位を のでは いった がで で が が で が に ので の の の の の の の の の の の の の の の の の		長崎県南島原市布津町に住所を有する者	対象とする	対象とする
はえなわ式つぼ漁 業	たこつぼ漁業	はえなわ式つぼ漁業 (有明海南部海域)	長崎県南島原市布津町大崎鼻突端から真方位90度の線以南の有明海。ただし、共同漁業権漁場を除く。	4月1日から9月 30日まで	定めなし	定めなし	長崎県雲仙市、島 原市、南島原市に 住所を有する者	対象とする	対象とする
三重さし網漁業	固定式さし網漁業	三重さし網漁業(西有 家町地区)	有明海のうち長崎県南島原市南有馬町古城鼻と熊本県上天草市湯島灯台とを 結ぶ直線以西の長崎県海域。 ただし、長崎県南島原市口之津町宮崎鼻と熊本県天草市旧鬼池港防波堤突 端(鬼池港防波堤灯台跡)とを結ぶ直線以西の有明海及び共同漁業権漁場を 除く。	月15日まで	定めなし	定めなし	長崎県雲仙市、島 原市、南島原市に 住所を有する者	対象とする	対象とする
あんこう網漁業		あんこう網漁業(有明 海南部海域)	有明海。ただし、長崎県南島原市有家町堂崎観音鼻と熊本県上天草市羽干島 とを結ぶ線以南の海面及び共同漁業権漁場を除く。	1月1日から12月 31日まで	定めなし	定めなし	長崎県雲仙市、島 原市、南島原市に 住所を有する者	対象とする	対象とする
はえなわ式いかか ご		はえなわ式いかかご漁 業(深江町地区)	有明海。ただし、長崎県南島原市有家町堂崎観音鼻と熊本県上天草市大矢野 町羽干島とを結ぶ線以南の海面及び共同漁業権漁場を除く。	1月1日から6月 30日まで	定めなし	定めなし	長崎県雲仙市、島 原市、南島原市に 住所を有する者	対象とする	対象とする